

全都清ニュース

平成21年度第2号

平成21年度の「循環型社会形成推進交付金
交付要綱」及び「同交付取扱要領」が通知さ
れましたので、参考までにお送りいたします。

平成21年5月

社団法人 全国都市清掃会議

目 次

(交付要綱関係)

1.	環境事務次官通知	-----	1 ページ
2.	交付要綱一部改正新旧対照表	-----	3
3.	交付要綱	-----	11
4.	交付要綱改正の概要	-----	17

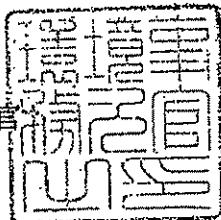
(交付取扱要領関係)

1.	廃棄物・リサイクル対策部長通知	-----	19
2.	交付取扱要領一部改正新旧対照表	-----	21
3.	交付取扱要領	-----	45
4.	取扱要領改正の概要	-----	79

環廃対発第090401006号
平成21年4月1日

各都道府県知事 殿

環境事務次官



循環型社会形成推進交付金交付要綱について

標記交付金の交付については、平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成20年度以前に交付された交付金の取扱については、なお従前の例によるものとする。

別紙

循環型社会形成推進交付金交付要綱一部改正新旧対照表

	改 正 後	現 行
第 1 通則	<p>循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところにより行うものとする。</p>	<p>循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところにより行うものとする。</p>
第 2 定義	<p>1. 循環型社会形成推進交付金 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の處理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い匯が交付する交付金をいう。</p> <p>なお、廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。</p> <p>2. 交付対象事業 地域計画に掲げられた、別表1に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）をいう。</p> <p>3. 交付対象事業者 この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。</p> <p>第3 交付対象 1. この交付金の交付対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一</p>	<p>1. 循環型社会形成推進交付金 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の處理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い匯が交付する交付金をいう。</p> <p>なお、廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。</p> <p>2. 交付対象事業 地域計画に掲げられた、別表1に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）をいう。</p> <p>3. 交付対象事業者 この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。</p> <p>第3 交付対象 1. この交付金の交付対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一</p>

一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島地域 異島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- (2) 奄美群島 奄美群島振興開拓特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域
- (3) 豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- (4) 山村地域 山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
- (5) 半島地域 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- (6) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

第4 交付期間

この交付金を交付する期間は、交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = 1 / 3 \times A + 1 / 2 \times B$$

A : 別表1の第1項、第2項、第5項から第12項までの事業（第11項のうち浄化槽整備区域促進特別モデル事業、第12項のうち浄化槽整備区域促進特別モデル事業は除く。）並びにそれに係る第16項の事業及び第17項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

$$= 1 / 3 \times A + 1 / 2 \times B$$

B : 別表1の第3項、第4項の事業、第11項のうち浄化槽整備区域促進特別モデル事業、第12項のうち浄化槽整備区域促進特別モデル事業及びそれに係る第16項の事業ごとに、交付限度額を算出した額を合計した額

なお、市町村がPFI事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を「間接交

一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合には人口又は面積にかかわらず対象とする。

2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島地域 異島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- (2) 奄美群島 奄美群島振興開拓特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域
- (3) 豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- (4) 山村地域 山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
- (5) 半島地域 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- (6) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

第4 交付期間

この交付金を交付する期間は、交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = 1 / 3 \times A + 1 / 2 \times B$$

A : 別表1の第1項から第10項までの事業（第2項のうち循環型社会形成推進交付金交付取扱要領12項（3）ア、4）における高効率原燃料回収施設（以下「高効率原燃料回収施設」という。）を整備する事業、第9項のうち地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業、第10項のうち地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業は除く。）及びそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を合計した額

B : 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業、第10項のうち地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業及びそれに係る第14項の事業ごとに、交付限度額を算出した額を合計した額

なお、市町村がPFI事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合においては、上記A及びBにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交

付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

合においては、上記A及びBにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

第6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{単年度交付額} = \frac{\text{交付限度額}}{\text{C}} - \frac{\text{D}}$$
- C : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み
D : 前年度末までに交付された交付金の総額
進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 交付対象事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、地域計画に定められた交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

2. 財産の処分

- (1) 交付金の交付の対象となつた事業（以下「交付事業」という。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに事業により取り得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (3) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後ににおいても善良な管理者の注意をもつて当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (4) ただし、浄化槽設置整備事業には前3号は適用しない。

第6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \frac{\text{交付限度額}}{\text{C}} - \frac{\text{D}}$$

C : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み
D : 前年度末までに交付された交付金の総額
進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 交付対象事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、地域計画に定められた交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

2. 財産の処分

- (1) 交付金の交付の対象となつた事業（以下「交付事業」という。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに事業により取り得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (3) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後ににおいても善良な管理者の注意をもつて当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (4) ただし、浄化槽設置整備事業には前3号は適用しない。

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもつて代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

ア 対象地域

イ 計画期間

ウ 基本的な方向

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

ア 一般廃棄物等の処理の現状

イ 一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

ア 発生抑制、再使用の推進

イ 処理体制

ウ 処理施設の整備

エ 施設整備に関する計画支援事業

オ その他の施策

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(5) 交付期間

(6) 計画のフォローアップと事後評価

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもつて代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

ア 対象地域

イ 計画期間

ウ 基本的な方向

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

ア 一般廃棄物等の処理の現状

イ 一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

ア 発生抑制、再使用の推進

イ 処理体制

ウ 処理施設の整備

エ 施設整備に関する計画支援事業

オ その他の施策

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(5) 交付期間

(6) 計画のフォローアップと事後評価

2. 環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

3. 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。

2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。

2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第10 指導監督交付金

1. 都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県は、都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に對し指導監督交付金を交付することができる。

第10 指導監督交付金

1. 都道府県は、都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に對し指導監督交付金を交付することができる。

第11 監督等

第11 監督等

1. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長は当該市町村がPFI法第7条に基づき選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関する予算の執行の適正化に関する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
2. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はPFI事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるとときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表1（循環型社会形成推進交付金の交付対象事業）

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. エネルギー回収推進施設	同上
3. 高効率ごみ発電施設	同上
4. 高効率原燃料回収施設	同上
5. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同上
6. 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	同上
7. 最終処分場再生事業	事業に要する費用
8. エネルギー回収能力増強事業	同上
9. 廃棄物処理施設耐震化事業	同上
10. コミュニティ・プラント	施設の新設、増設に要する費用

1. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長は当該市町村がPFI法第7条に基づき選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるとときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
2. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はPFI事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるとときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附則 この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

別表1（循環型社会形成推進交付金の交付対象事業）

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. エネルギー回収推進施設	同上
3. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同上
4. 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	同上
5. 最終処分場再生事業	事業に要する費用
6. エネルギー回収能力増強事業	同上
7. 廃棄物処理施設耐震化事業	同上
8. コミュニティ・プラント	施設の新設、増設に要する費用

<u>1.1.</u> 净化槽設置整備事業	事業に要する費用
<u>1.2.</u> 净化槽市町村整備推進事業	同上
<u>1.3.</u> 廃棄物循環型処理施設基幹的施設（沖縄県のみ交付対象）	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造成に係る事業に要する費用
<u>1.4.</u> 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	施設の新設、増設に要する費用
<u>1.5.</u> 焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	同上
<u>1.6.</u> 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用
<u>1.7.</u> 廃棄物処理施設における長寿命化計画の策定・実施に要する費用	廃棄物処理施設における長寿命化計画の策定のために必要な調査等に要する費用

備考
净化槽市町村整備推進事業には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者から施設を取得する事業を含む。

備考
净化槽市町村整備推進事業には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者から施設を取得する事業を含む。

<u>9.</u> 净化槽設置整備事業	事業に要する費用
<u>1.0.</u> 净化槽市町村整備推進事業	同上
<u>1.1.</u> 廃棄物循環型処理施設基幹的施設（沖縄県のみ交付対象）	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造成に係る事業に要する費用
<u>1.2.</u> 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	施設の新設、増設に要する費用
<u>1.3.</u> 焚却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	同上
<u>1.4.</u> 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

地 域	算 出 方 法
沖縄県	$1 / 2 \times (A + B)$
離島地域（北海道の離島地域を含む。）	$1 / 3 \times A + 1 / 2 \times B$
奄美群島	$1 / 3 \times A + 1 / 2 \times B$

別表2（沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島の交付限度額）

備考

A : 別表 1 の第 1 項、第 2 項、第 5 項から第 9 項までの事業（第 5 項のうちし尿を処理する施設を整備する事業は除く。）、第 1.4 項及び第 1.5 項の事業並びにそれに係る第 1.6 項の事業及び第 1.7 項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 別表 1 の第 3 項、第 4 項の事業、第 5 項のうちし尿を処理する施設を整備する事業及び第 1.0 項から第 1.3 項までの事業並びにそれに係る第 1.6 項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

A : 別表 1 の第 1 項から第 7 項までの事業（第 2 項のうち高効率原燃料回収施設及び第 3 項のうちし尿を処理する施設を整備する事業は除く。）、第 1.2 項及び第 1.3 項の事業並びにそれに係る第 1.4 項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 別表 1 の第 2 項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業、第 3 項のうちし尿を処理する施設を整備する事業及び第 8 項から第 11 項までの事業並びにそれに係る第 1.4 項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

循環型社会形成推進交付金交付要綱

第1 通則

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 定義

1. 循環型社会形成推進交付金

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

なお、廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。

2. 交付対象事業

地域計画に掲げられた、別表1に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）をいう。

3. 交付対象事業者

この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。

第3 交付対象

1. この交付金の交付対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。
2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 離島地域　離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - (2) 奄美群島　奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域
 - (3) 豪雪地域　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
 - (4) 山村地域　山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
 - (5) 半島地域　半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - (6) 過疎地域　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

第4 交付期間

この交付金を交付する期間は、交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = 1/3 \times A + 1/2 \times B$$

A：別表1の第1項、第2項、第5項から第12項までの事業（第11項のうち浄化槽整備区域促進特別モデル事業、第12項のうち浄化槽整備区域促進特別モデル事業は除く。）並びにそれに係る第16項の事業及び第17項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 別表1の第3項、第4項の事業、第11項のうち浄化槽整備区域促進特別モデル事業、第12項のうち浄化槽整備区域促進特別モデル事業及びそれに係る第16項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、市町村がPFI事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合においては、上記A及びBにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

第6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

D : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 交付対象事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、地域計画に定められた交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

2. 財産の処分

(1) 交付金の交付の対象となった事業（以下「交付事業」という。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期

間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (2) 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (3) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (4) ただし、浄化槽設置整備事業には前3号は適用しない。

第8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

- ア 対象地域
- イ 計画期間
- ウ 基本的な方向

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

- ア 一般廃棄物等の処理の現状
- イ 一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

- ア 発生抑制、再使用の推進
- イ 処理体制
- ウ 処理施設の整備
- エ 施設整備に関する計画支援事業
- オ その他の施策

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(5) 交付期間

(6) 計画のフォローアップと事後評価

2. 環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

3. 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。
2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第10 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第11 監督等

1. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長は当該市町村がPFI法第7条に基づき選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
2. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はPFI事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年度 循環型社会形成推進交付金
交付要綱 改正の概要

環境省廃棄物対策課
浄化槽推進室

【交付要領】

1. 別表1で定める循環型社会形成推進交付金の交付対象事業について、以下の事業を追加。

「3. 高効率ごみ発電施設」

「4. 高効率原燃料回収施設」

「17. 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業」

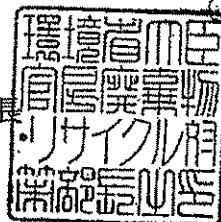
2. 別表1の第11項、第12項における浄化槽設置整備事業において、「地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業」を廃止し、新たに「浄化槽整備区域促進特別モデル事業」を設ける。

環境対発第090401007号
平成21年4月1日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長



循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについては、平成17年4月11日付環境対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成20年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別紙

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。 (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。 (3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。	1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。 (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。 (3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。
2. 交付金の交付の申請について (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。 (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるごとに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。	2. 交付金の交付の申請について (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。 (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるごとに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。
3. 交付金の交付決定変更の申請について (1) 事業間、費目間の流用は基本的に自由であり、交付金の額を変更しない場合は、変更交付申請は不要とする。ただし、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。 (2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。	3. 交付金の交付決定変更の申請について (1) 事業間、費目間の流用は基本的に自由であり、交付金の額を変更しない場合は、変更交付申請は不要とする。ただし、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。 (2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。
4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について (1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものと	4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について (1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものと

する。

ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があつた場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 完了予定期日の変更を報告しようとする交付対象事業者は「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続に準じて環境大臣に提出すること。

(3) 前号にかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

5. 申請等の様式について 申請書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 交付金交付申請書
 - (2) 交付金交付申請報告書
 - (3) 交付金交付決定変更申請書
 - (4) 交付金交付決定変更申請報告書
 - (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書
 - (6) 交付金交付決定取消申請書
 - (7) 交付金事業実績報告書
- 様式第1 様式第2 様式第3 様式第4 様式第5 様式第6 様式第7

6. 事業費の内容及び算定方法について
(1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1及び2第1欄及び第II欄並びに別表3及び4第1欄及び第2欄に掲げるものとする。
なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雜費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び2第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第II欄に掲げる基準額並びに別表3及び4第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

する。

ただし、交付金の繰越を伴わない場合は、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があつた場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 完了予定期日の変更を報告しようとする交付対象事業者は「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手續に準じて環境大臣に提出すること。

(3) 前号にかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

5. 申請等の様式について 申請書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 交付金交付申請書
 - (2) 交付金交付申請報告書
 - (3) 交付金交付決定変更申請書
 - (4) 交付金交付決定変更申請報告書
 - (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書
 - (6) 交付金交付決定取消申請書
 - (7) 交付金事業実績報告書
- 様式第1 様式第2 様式第3 様式第4 様式第5 様式第6 様式第7

6. 事業費の内容及び算定方法について
(1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1及び2第1欄及び第II欄並びに別表3及び4第1欄及び第2欄に掲げるものとする。
なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雜費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び2第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第II欄に掲げる基準額並びに別表3及び4第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛けの算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

7. 交付金の交付決定の取消申請について 交付金の交付の決定があつた後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手續に準じて提出すること。	8. 交付金の交付決定の取消申請について 交付金の交付の決定があつた後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手續に準じて提出すること。
8. 交付金事業事務の標準的処理期間 (1) 交付金交付申請の受理後、交付の決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。 (2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。	8. 交付金事業事務の標準的処理期間 (1) 交付金交付申請の受理後、交付の決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。 (2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
9. 状況報告等 環境大臣は、必要と認めるとときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告を行なうことができるものとする。	9. 状況報告等 環境大臣は、必要と認めるとときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告を行なうことができるものとする。
10. 実績報告 この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。	10. 実績報告 この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。
11. その他 特別の事情により第1項(2)、第6項及び第10項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めることによるものとする。	11. その他 特別の事情により第1項(2)、第6項及び第10項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めることによるものとする。
12. 交付の対象となる事業の細目基準 (1) 交付金の交付の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。 (2) 交付の対象となる事業の範囲 ア. 新設(更新を含む。以下同じ。)に係る事業	12. 交付の対象となる事業の細目基準 (1) 交付金の交付の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。 (2) 交付の対象となる事業の範囲 ア. 新設(更新を含む。以下同じ。)に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一體的な施設を建設する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たに廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る事業を含むことができるものとする。

(ア) エネルギー回収推進施設及び有機性廃棄物リサイクル推進施設

(イ) 最終処分場

ただし、(ア)については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。

イ. 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理・資源回収能力、また安全性を増強させるための事業であること。

(ア) 当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業

(イ) 既存の廃棄物処理施設におけるエネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業

なお、(ア)については廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造する事業であること。

エ. 淨化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であること。

1) 浄化槽設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛生第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業要綱」による事業であること。

2) 浄化槽市町村整備推進事業は、平成6年10月20日付け衛生第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業要綱」による事業であること。

3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第3項第4号に規定する事業としての、浄化槽市町村設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛生第67号環境省大臣官房廃棄物・リ

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一體的な施設を建設する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たに廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄の別に定める施設とは、次に掲げる施設であること。(以下同じ。)

(ア) エネルギー回収推進施設及び有機性廃棄物リサイクル推進施設

(イ) 最終処分場

ただし、(ア)については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。

イ. 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理・資源回収能力、また安全性を増強させるための事業であって、次に掲げる事業であること。

(ア) 当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業

(イ) 既存の廃棄物処理施設におけるエネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業

なお、(ア)については廃焼却施設の跡地を利用して新たに廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造する事業であること。

エ. 淨化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であること。

1) 浄化槽設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛生第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業要綱」による事業であること。

2) 浄化槽市町村整備推進事業は、平成6年10月20日付け衛生第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業要綱」による事業であること。

3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第3項第4号に規定する事業としての、浄化槽市町村設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛生第67号環境省大臣官房廃棄物・リ

サイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

(3) 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲
交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。なお、交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が10,000千円以上となる事業であること。(ただし、浄化槽設置整備事業及び施設整備に関する計画支援事業及び廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業は除く。)

ア. 新設に係る事業

1) 新設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設(高効率ごみ発電施設、高効率原燃料回収施設を含む)、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。)、コミュニティ・プラント、浄化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設(熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。)、施設支援事業である。

2) 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

3) マテリアルリサイクル推進施設において、サテライトセンターを整備する場合は、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴う廃棄物処理施設の跡地を利用

して整備する場合に限る。

4) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。

5) エネルギー回収推進施設において、高効率ごみ発電施設を整備する場合は、発電効率23%相当以上(規模により異なる)の施設であり、施設の長寿命化のための維持管理計画を策定すること。原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること(焼却能力300t/日以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない)及び「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合する事業に限る。

6) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上のメタンガス化施設に限り、メタン発酵残さとの他のごみの焼却を行う施設(発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)と組み合わせた方式(メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)を含む。

7) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料(RDF)化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。

8) ごみ固形燃料(RDF)発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、

サイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

(3) 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲
交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が10,000千円以上となる事業であること。(ただし、浄化槽設置整備事業及び施設整備に関する支援事業は除く。)

ア. 新設に係る事業

1) 新設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。)、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設(熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。)、施設支援事業である。

2) 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

3) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。

4) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上のメタンガス化施設に限り、メタン発酵残さとの他のごみの焼却を行う施設(発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)と組み合わせた方式(メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)を含む。

5) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料(RDF)化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。

6) ごみ固形燃料(RDF)発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、

ごみ固形燃料の適正管理対策について(平成15年12月25日付環境対発第0312
25004号)「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させ
るために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

9) マテリアルサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、石綿
含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について(平成18年6月9日付環
境対発第060699002号)等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加し
て設置する事業を含む。

1.0) 有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置
(移動式を含む)を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを
補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共
同して本装置を使用する計画に基づく事業に限る。

1.1) 新設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

- (ア) マテリアルサイクル推進施設
- i. マテリアルサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものである
こと。
- ①受入・供給設備 (搬入・退出路を除く。)
 - ②破碎・破袋設備
 - ③圧縮設備
 - ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
 - ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
 - ⑥再生利用に必要な保管のための設備
 - ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
 - ⑧分別収集回収拠点の整備
 - ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
 - ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整
備

- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備 (発生ガス等の利用設備を含む。)
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備 (資源化、溶融飛灰処理設備を含む。)
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備
- ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ㉒前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

ごみ固形燃料の適正管理対策について(平成15年12月25日付環境対発第0312
25004号)「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させ
るために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

7) マテリアルサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設について(平成18年6月9日付環
境対発第060699002号)等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加し
て設置する事業を含む。

8) 新設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

- (ア) マテリアルサイクル推進施設
- i. マテリアルサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものである
こと。
- ①受入・供給設備 (搬入・退出路を除く。)
 - ②破碎・破袋設備
 - ③圧縮設備
 - ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
 - ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
 - ⑥再生利用に必要な保管のための設備
 - ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
 - ⑧分別収集回収拠点の整備
 - ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
 - ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整
備

- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備 (発生ガス等の利用設備を含む。)
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備 (資源化、溶融飛灰処理設備を含む。)
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備
- ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ㉒前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④機入車両に係る洗車設備
- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲籠
- ⑦機入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(イ) エネルギー回収推進施設、高効率原燃料回収施設、次に掲げるものであること。

- i. エネルギー回収推進施設等に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ浴融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①機入車両に係る洗車設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- 並、エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、①、②、③及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④機入車両に係る洗車設備
- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲籠
- ⑦機入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(イ) エネルギー回収推進施設

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ浴融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①機入車両に係る洗車設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- 並、エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、①、②、③及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

- i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②前処理設備（汚泥濃縮装置（移動式を含む））
 - ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
 - ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備

- ii. i. の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
 - iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ①の建築物のうち、①、②、⑥、③、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(エ) 最終処分場

- i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①最終処分場に直接必要な設備
 - ②管理・計量設備
 - ③止水壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈殿槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
 - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ii. i. の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
- ⑤活性汚泥法処理設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧残さ処理設備
- ⑨搬出設備
- ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
- ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

- ii. i. の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
 - iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ①の建築物のうち、①、②、⑥、③、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(エ) 最終処分場

- i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①管理・計量設備
 - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③止水壁その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈殿槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
 - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ii. i. の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
 ⅲ、最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i、①の建築物のうち、i、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(オ) コミュニティ・プラント

- i. 水洗便所のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
 ②散水床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他の汚水の処理に必要な設備
 ③消毒設備
 ④汚泥処理設備
 ⑤脱臭設備
 ⑥換気、除じん等に必要な設備
 ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 ⑧幹線管渠（内径 150 m／m 以上のものに限る。）及びこれに付属する栓、取付管、マンホール等の設備
 ⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
 ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
 ②構内道路
 ③構内排水設備
 ④搬入車両に係る洗車設備
 ⑤構内照明設備
 ⑥門、围障
 ⑦搬入道路その他ごみ機入に必要な設備
 ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

- ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
 ⅲ、最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i、①の建築物のうち、i、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(オ) コミュニティ・プラント

- i. 水洗便所のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
 ②散水床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他の汚水の処理に必要な設備
 ③消毒設備
 ④汚泥処理設備
 ⑤脱臭設備
 ⑥換気、除じん等に必要な設備
 ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 ⑧幹線管渠（内径 150 m／m 以上のものに限る。）及びこれに付属する栓、取付管、マンホール等の設備
 ⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
 ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
 ②構内道路
 ③構内排水設備
 ④搬入車両に係る洗車設備
 ⑤構内照明設備
 ⑥門、围障
 ⑦搬入道路その他ごみ機入に必要な設備
 ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(カ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

- i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 ①管理・計量設備
 ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 ③止水壁その他止水に必要な設備

(カ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

- i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 ①管理・計量設備
 ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 ③止水壁その他止水に必要な設備

- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 ⑦飛散防止柵その他の飛散物の飛散の処理に必要な設備
 ⑧破砕設備その他の廃棄物の飛散の飛散防止に必要な設備
 ⑨消防設備その他火災防止に必要な設備
 ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
 並、可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、
 i. ①の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備
 のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(キ) 焼却施設

- i. 焼却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 ②前処理設備
 ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
 ④燃焼ガス冷却設備
 ⑤排ガス処理設備
 ⑥余熱利用設備
 ⑦通風設備
 ⑧灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
 ⑨搬出設備
 ⑩排水処理設備
 ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 ①搬入車両に係る洗車設備
 ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
 並、焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ①の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑯の設備に係るもの（これらの設備
 のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 ⑦飛散防止柵その他の飛散物の飛散の処理に必要な設備
 ⑧破砕設備その他の廃棄物の飛散の飛散防止に必要な設備
 ⑨消防設備その他火災防止に必要な設備
 ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
 並、可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、
 i. ①の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備
 のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(キ) 焼却施設

- i. 焼却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 ②前処理設備
 ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
 ④燃焼ガス冷却設備
 ⑤排ガス処理設備
 ⑥余熱利用設備
 ⑦通風設備
 ⑧灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
 ⑨搬出設備
 ⑩排水処理設備
 ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 ①搬入車両に係る洗車設備
 ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
 並、焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ①の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑯の設備に係るもの（これらの設備
 のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 ⑦飛散防止柵その他の飛散物の飛散の処理に必要な設備
 ⑧破砕設備その他の廃棄物の飛散の飛散防止に必要な設備
 ⑨消防設備その他火災防止に必要な設備
 ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

(ク) 施設整備に関する計画支援事業
施設整備に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

イ. 増設に係る事業

- 1) 増設に係る事業において交付の対象となる事業は、アの（ア）から（キ）に定める施設の増設事業、エネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設整備事業及び処理施設整備に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。
- 2) エネルギー回収能力増強事業においては、建設後 15 年以内の施設に対するエネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。
- 3) 廃棄物処理施設耐震化事業においては、地震による施設の稼働不能等の被害を抑えるため、特に耐震化が必要な施設の耐震改修事業であること。ただし、昭和 56 年新基準導入前に建設され、現行の耐震設計基準を満たさない廃棄物処理施設に限る。

4) 最終処分場再生事業においては、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものであること。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に對応するため既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認したうえでの総合的な計画である場合に限る。

5) 増設に係る（2）から（4）の事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

- (ア) エネルギー回収能力増強事業
- 1) エネルギー回収能力増強事業において交付の対象となる事業は、エネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①前処理設備
 - ②固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備

(ク) 施設整備に関する計画支援事業
施設整備に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

イ. 増設に係る事業

- 1) 増設に係る事業において交付の対象となる事業は、アの（ア）から（キ）に定める施設の増設事業、エネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業及び施設整備に関する計画支援事業であつて、アの（6）、（7）に定める安全性を増強させたための事業を含むことができるものとする。
- 2) エネルギー回収能力増強事業においては、建設後 15 年以内の施設に対するエネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。
- 3) 廃棄物処理施設耐震化事業においては、地震による施設の稼働不能等の被害を抑えるため、特に耐震化が必要な施設の耐震改修事業であること。ただし、昭和 56 年新基準導入前に建設され、現行の耐震設計基準を満たさない廃棄物処理施設に限る。

なお、平成 20 年度第 2 次補正予算においては、上記の要件によらず、それ以降に建設された施設であつても、耐震診断により耐震化の必要性を確認した場合、又は耐震改修計画等に基づいて行われる場合は、当該事業を交付の対象とする。

4) 最終処分場再生事業においては、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であつて、その際に基準に適合する最終処分場とするものであること。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に對応するため既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認したうえでの総合的な計画である場合に限る。

5) 増設に係る（2）から（4）の事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

- (ア) エネルギー回収能力増強事業
- 1) エネルギー回収能力増強事業において交付の対象となる事業は、エネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①前処理設備
 - ②固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備

(③) 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備

(④) 燃燒ガス冷却設備

(⑤) 排ガス処理設備

(⑥) 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

(⑦) 通風設備

(⑧) 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）

(⑨) 冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備

(⑩) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

(⑪) 前各号の設備の設置に必要な建築物

i. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

① 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

② i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. i. の建築物のうち、⑨及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(イ) 廃棄物処理施設耐震化事業

i. 廃棄物処理施設耐震化事業において交付の対象となる事業は、既存のアの(ア)から(エ)に定める施設のうち、特に耐震化が必要であると認められる施設の耐震改修を行う事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、地震被害による施設の稼働不能を防ぐために必要な設備・建築物に限るものであること。

(ウ) 最終処分場再生事業

i. 最終処分場再生事業において交付の対象となる事業は、最終処分場において既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業であること。なお、当該事業の実施にあたり対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。

(エ) 管理・計量設備

- ① 管理・計量設備
- ② 擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③ 止水壁その他止水に必要な設備
- ④ 覆蓋設備、雨水排除等その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤ 浸出液集水管その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑥ 汚でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦ 飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧ 破砕設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨ 消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

① 積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

(③) 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備

(④) 燃燒ガス冷却設備

(⑤) 排ガス処理設備

(⑥) 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

(⑦) 通風設備

(⑧) 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）

(⑨) 冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備

(⑩) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

(⑪) 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

① 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

② i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. i. の建築物のうち、⑨及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(イ) 廃棄物処理施設耐震化事業

i. 廃棄物処理施設耐震化事業において交付の対象となる事業は、既存のアの(ア)から(エ)に定める施設のうち、特に耐震化が必要であると認められる施設の耐震改修を行う事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、地震被害による施設の稼働不能を防ぐために必要な設備・建築物に限るものであること。

(ウ) 最終処分場再生事業

i. 最終処分場再生事業において交付の対象となる事業は、最終処分場において既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業であること。なお、当該事業の実施にあたり対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 管理・計量設備
- ② 擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③ 止水壁その他止水に必要な設備
- ④ 覆蓋設備、雨水排除等その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤ 浸出液集水管その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑥ 汚でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦ 飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧ 破砕設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨ 消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

① 積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
並、最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i、⑪の
建築物のうち、i、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のため
の基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

ウ. 改造に係る事業
改造に係る事業において交付の対象となる施設は、廃棄物循環型処理施設基幹的
施設であって、その範囲は次のとおりであること。

- ・廃棄物循環型処理施設基幹的施設
設置後原則として7年以上経過した廃棄物処理施設の基幹的施設であつて次に掲
げるものの。ただし、沖縄県において整備するものに限る。

- i. ごみ処理施設
①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
②燃焼設備・醸酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備
③燃焼ガス冷却設備
④排ガス処理設備
⑤余熱利用設備
⑥通風設備
⑦灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
⑧排水処理設備
⑨不燃物処理・資源化設備
⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備

- ii. i の補完施設

エ. 施設の長寿命化計画策定に係る事業
施設における長寿命化計画策定支援事業において交付の対象となる事業は、廃棄物処
理施設における長寿命化計画策定支援事業であつて、その範囲は次のとおりである
こと。

- ・廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業
施設における長寿命化計画策定支援事業において、環境省が定め
る廃棄物処理施設において、施設の性能を満足しつつ延命化を図ることを目的と
した長寿命化計画の策定のために必要な調査等を行うもので、「長寿命化計画作
成の手引き」に適合する事業に限る。

オ. 净化槽に係る事業
净化槽に係る事業において交付の対象となるものの範囲は次のとおりであるこ

ニ. 净化槽に係る事業
净化槽に係る事業において交付の対象となるもの範囲は次のとおりであるこ

と。（平成 6 年 10 月 20 日付け衛生第 65 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」及び平成 6 年 10 月 20 日付け衛生第 67 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置区域促進特別モデル事業」を含む。）

- (ア) 浄化槽
 - (イ) 変則浄化槽
 - (ウ) 窒素又は焼除去除能力を有する高度処理型の浄化槽
 - (エ) 窒素又は焼除去除能力を有する高度処理型の変則浄化槽
 - (オ) 窒素及び焼除去除能力を有する高度処理型の浄化槽
 - (カ) 窒素及び焼除去除能力を有する高度処理型の変則浄化槽
 - (キ) BOD 除去能力を有する高度処理型の浄化槽
 - (ク) BOD 除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
 - (ケ) 脱水機（改築に限る）一浄化槽設置整備事業のみ適用
- (ケ) 脱水機（改築に限る）一浄化槽設置整備事業のみ適用
- 改築に係る事業であつて、改築に直接必要な次の設備の範囲とする。
 - ①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
 - ②その他の汚水処理設備
 - ③消毒設備
 - ④脱臭設備
 - ⑤換気、除じん等に必要な設備

附 則

1. 本要領は、平成 21 年 1 月 27 日に施行し、平成 20 年度予算にかかる交付金事業から適用する。
2. 12 (3) ア、5 の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成 25 年度までの時限措置とする。
3. 12 (3) ア、6 の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成 23 年度までの時限措置とする。
4. 12 (3) エの廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業は、平成 25 年度までの時限措置とする。ただし、交付要綱第 3 第 1 項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域及び過疎地域においては平成 27 年度までの時限措置とする。
5. 上記 4 の措置が終了する平成 26 年度（交付要綱第 3 第 1 項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域及び過疎地域においては平成 28 年度）以降に

実施する、1.2(3)及びウの廃棄物処理施設の改修・改良事業について交付の対象となる事業は、策定された長寿命化計画に基づき予防保全的な維持管理を行っていくものに限ることとする。

別表1～別表4 (略)

様式第1～様式第7 (略)

別表1～別表4 (略)

様式第1～様式第7 (略)

新 旧 対 照 表

別 表 3		新		旧	
1 区 分	2 基 準 額	1 区 分	2 基 準 額	3 対象経費	
淨化槽	(千円) 332 × 基数 414 × 基数 548 × 基数 939 × 基数 1,472 × 基数 2,037 × 基数 2,326 × 基数	市町村が循環型交 付金交いで、則淨化 槽又は変則槽に必要 な費用に助成する 経費	5人槽 (1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～	3対象経費 豪雪地帯対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯又は特 別豪雪地帯にあつては、特 別豪雪地帯にあらず本槽に よる。 (千円) 332 × 基数 414 × 基数 548 × 基数 939 × 基数 1,472 × 基数 2,037 × 基数 2,326 × 基数	市町村が循環型交 付金交いで、則淨化槽 又は変則槽に必要な 費用に助成する 経費
変則淨化槽	(8) 計画策 定調査 費 度の事業費に、3.5%を 乗じた額の範囲内で環境 大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設 のみで行つている市町村 に必要な額として環境大臣 に協議し承認を得た額 (事業の初年度に限る。)	市町村が循環型交 付金交いで、則淨化槽 又は変則槽に必要な 費用に助成する 経費	5人槽 (1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～	豪雪地帯対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯又は特 別豪雪地帯にあらず本槽に よる。 (千円) 332 × 基数 414 × 基数 548 × 基数 939 × 基数 1,472 × 基数 2,037 × 基数 2,326 × 基数	市町村が循環型交 付金交いで、則淨化槽 又は変則槽に必要な 費用に助成する 経費
窒素又は 塩素処理型の 淨化槽	(8) 計画策 定調査 費 度の事業費に、3.5%を 乗じた額の範囲内で環境 大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設 のみで行つている市町村 に必要な額として環境大臣 に協議し承認を得た額 (事業の初年度に限る。)	市町村が循環型交 付金交いで、則淨化槽 又は変則槽に必要な 費用に助成する 経費	5人槽 (1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～	豪雪地帯対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯又は特 別豪雪地帯にあらず本槽に よる。 (千円) 444 × 基数 486 × 基数 615 × 基数 1,164 × 基数 1,953 × 基数 2,610 × 基数 2,979 × 基数	市町村が循環型交 付金交いで、則淨化槽 又は変則槽に必要な 費用に助成する 経費
窒素又は 塩素処理型の 変則淨化槽	(8) 計画策 定調査 費 度の事業費に、3.5%を 乗じた額の範囲内で環境 大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設 のみで行つている市町村 に必要な額として環境大臣 に協議し承認を得た額 (事業の初年度に限る。)	市町村が循環型交 付金交いで、則淨化槽 又は変則槽に必要な 費用に助成する 経費	5人槽 (1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～	豪雪地帯対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯又は特 別豪雪地帯にあらず本槽に よる。 (千円) 444 × 基数 486 × 基数 615 × 基数 1,164 × 基数 1,953 × 基数 2,496 × 基数 2,850 × 基数	市町村が循環型交 付金交いで、則淨化槽 又は変則槽に必要な 費用に助成する 経費

		新		旧	
窒素及び燃 焼能を有する高 度処理型の淨 化槽	(8) 計画策 定調査 費	市町村が循環型 社会形成対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯又は特 別豪雪地帯にかかる本欄に 左欄による。	5人槽 (1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～	窒素及び燃 焼能を有する高 度処理型の淨 化槽	(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～
窒素及び燃 焼能を有する高 度処理型の淨 化槽	(8) 計画策 定調査 費	市町村が循環型 社会形成対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯又は特 別豪雪地帯にかかる本欄に 左欄による。	5人槽 (1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～	窒素及び燃 焼能を有する高 度処理型の淨 化槽	(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～
BOD除去能 力を有する高 度処理型の淨 化槽	(8) 計画策 定調査 費	市町村が循環型 社会形成対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯又は特 別豪雪地帯にかかる本欄に 左欄による。	5人槽 (1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～	BOD除去能 力を有する高 度処理型の淨 化槽	(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～
BOD除去能 力を有する高 度処理型の淨 化槽	(8) 計画策 定調査 費	市町村が循環型 社会形成対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯又は特 別豪雪地帯にかかる本欄に 左欄による。	5人槽 (1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～	BOD除去能 力を有する高 度処理型の淨 化槽	(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～20人槽 (5) 21～30人槽 (6) 31～50人槽 (7) 51人槽～

	新	旧
既設の浄化槽の改築	<p>(1) 改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>(2) 計画策定調査費による費用を含む。)に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内に協議し承認を得た額</p>	<p>既設の浄化槽の改築</p> <p>(1) 改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>(2) 計画策定調査費による費用を含む。)に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</p>

※基準額の特例
既設の浄化槽の改築
既設の浄化槽の改築に要する費用は、既設の浄化槽の改築に要する費用を含む。)に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額

※基準額の特例
既設の浄化槽の改築
既設の浄化槽の改築に要する費用は、既設の浄化槽の改築に要する費用を含む。)に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額

※基準額の特例
既設の浄化槽の改築
既設の浄化槽の改築に要する費用は、既設の浄化槽の改築に要する費用を含む。)に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額

※基準額の特例
既設の浄化槽の改築
既設の浄化槽の改築に要する費用は、既設の浄化槽の改築に要する費用を含む。)に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額

新 旧 対 照 表

新

別表 4

別表 4

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4
淨化槽	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)	市町村が協調型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽を整備するため必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
(1) 5人槽	837 × 基数	(1) 5人槽	837 × 基数
(2) 6～7人槽	1,043 × 基数	(2) 6～7人槽	1,043 × 基数
(3) 8～10人槽	1,375 × 基数	(3) 8～10人槽	1,375 × 基数
(4) 11～15人槽	2,039 × 基数	(4) 11～15人槽	2,039 × 基数
(5) 16～20人槽	2,786 × 基数	(5) 16～20人槽	2,786 × 基数
(6) 21～25人槽	3,332 × 基数	(6) 21～25人槽	3,332 × 基数
(7) 26～30人槽	4,271 × 基数	(7) 26～30人槽	4,271 × 基数
(8) 31～40人槽	4,743 × 基数	(8) 31～40人槽	4,743 × 基数
(9) 41～50人槽	5,737 × 基数	(9) 41～50人槽	5,737 × 基数
(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数	(10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数	(10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数
(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内
(12) 調査費	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 【以前に着手した事業に限る。】	(12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 【以前に着手した事業に限る。】	(12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 【以前に着手した事業に限る。】
(13) 計画策定調査	新たな浄化槽事業計画策定の調査。(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	(13) 計画策定調査 新たな浄化槽事業計画策定の調査。(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	(13) 計画策定調査 新たな浄化槽事業計画策定の調査。(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額
	新ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。)		新ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。)

基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。

新		旧																																									
窒素又は煙 除去能力を 有する高度 処理型の理 浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯又は特 別豪雪地帯にあっては、 左欄にかかわらず本欄に よる。</p> <p>(千円)</p> <table> <tr><td>(1) 5人槽</td><td>1,020 × 基数</td></tr> <tr><td>(2) 6～7人槽</td><td>1,134 × 基数</td></tr> <tr><td>(3) 8～10人槽</td><td>1,380 × 基数</td></tr> <tr><td>(4) 11～15人槽</td><td>2,139 × 基数</td></tr> <tr><td>(5) 16～20人槽</td><td>3,288 × 基数</td></tr> <tr><td>(6) 21～25人槽</td><td>4,140 × 基数</td></tr> <tr><td>(7) 26～30人槽</td><td>4,812 × 基数</td></tr> <tr><td>(8) 31～40人槽</td><td>5,592 × 基数</td></tr> <tr><td>(9) 41～50人槽</td><td>6,441 × 基数</td></tr> <tr><td>(10) 51～100人槽</td><td>6,729 × 基数</td></tr> </table> <p>(10) 環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3・5%を乗じた額の範囲 内</p> <p>(12) 調査費 清化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査 に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (平成20年 度以前に着手した事業に限る。)</p> <p>(13) 計画費 新たな清化槽事業計画策定の調査 (清化槽整備台帳の作成 を含む) に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5% を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで 行っている市町村については、事業計画策定に必要な額と して環境大臣に協議し、承認を得た額 (事業の初年度に限 る。)</p> <p>基數については、環境大臣が必要と認めた基數とする。</p>	(1) 5人槽	1,020 × 基数	(2) 6～7人槽	1,134 × 基数	(3) 8～10人槽	1,380 × 基数	(4) 11～15人槽	2,139 × 基数	(5) 16～20人槽	3,288 × 基数	(6) 21～25人槽	4,140 × 基数	(7) 26～30人槽	4,812 × 基数	(8) 31～40人槽	5,592 × 基数	(9) 41～50人槽	6,441 × 基数	(10) 51～100人槽	6,729 × 基数	窒素又は燃 除能力を 有する高度 処理型の理 浄化槽	<p>市町村が循環型 社会形成推進交 付金交付要綱に 基づいて、窒素 又は煙除去能力 を有する高度處 理型の淨化槽</p> <p>(千円)</p> <table> <tr><td>(1) 5人槽</td><td>1,020 × 基数</td></tr> <tr><td>(2) 6～7人槽</td><td>1,134 × 基数</td></tr> <tr><td>(3) 8～10人槽</td><td>1,380 × 基数</td></tr> <tr><td>(4) 11～15人槽</td><td>2,139 × 基数</td></tr> <tr><td>(5) 16～20人槽</td><td>3,477 × 基数</td></tr> <tr><td>(6) 21～25人槽</td><td>4,356 × 基数</td></tr> <tr><td>(7) 26～30人槽</td><td>5,049 × 基数</td></tr> <tr><td>(8) 31～40人槽</td><td>5,856 × 基数</td></tr> <tr><td>(9) 41～50人槽</td><td>6,441 × 基数</td></tr> <tr><td>(10) 51～100人槽</td><td>6,729 × 基数</td></tr> </table> <p>環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3・5%を乗じた額</p> <p>(12) 調査費 清化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査 に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>(13) 計画費 新たな清化槽事業計画策定の調査 (清化槽整備台帳の作成 を含む) 初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協 議し承認を得た額</p>	(1) 5人槽	1,020 × 基数	(2) 6～7人槽	1,134 × 基数	(3) 8～10人槽	1,380 × 基数	(4) 11～15人槽	2,139 × 基数	(5) 16～20人槽	3,477 × 基数	(6) 21～25人槽	4,356 × 基数	(7) 26～30人槽	5,049 × 基数	(8) 31～40人槽	5,856 × 基数	(9) 41～50人槽	6,441 × 基数	(10) 51～100人槽	6,729 × 基数
(1) 5人槽	1,020 × 基数																																										
(2) 6～7人槽	1,134 × 基数																																										
(3) 8～10人槽	1,380 × 基数																																										
(4) 11～15人槽	2,139 × 基数																																										
(5) 16～20人槽	3,288 × 基数																																										
(6) 21～25人槽	4,140 × 基数																																										
(7) 26～30人槽	4,812 × 基数																																										
(8) 31～40人槽	5,592 × 基数																																										
(9) 41～50人槽	6,441 × 基数																																										
(10) 51～100人槽	6,729 × 基数																																										
(1) 5人槽	1,020 × 基数																																										
(2) 6～7人槽	1,134 × 基数																																										
(3) 8～10人槽	1,380 × 基数																																										
(4) 11～15人槽	2,139 × 基数																																										
(5) 16～20人槽	3,477 × 基数																																										
(6) 21～25人槽	4,356 × 基数																																										
(7) 26～30人槽	5,049 × 基数																																										
(8) 31～40人槽	5,856 × 基数																																										
(9) 41～50人槽	6,441 × 基数																																										
(10) 51～100人槽	6,729 × 基数																																										
		豪雪地帯対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯又は特 別豪雪地帯にあっては、 左欄にかかわらず本欄に よる。	<p>市町村が循環型 社会形成推進交 付金交付要綱に 基づいて、窒素 又は煙除去能力 を有する高度處 理型の淨化槽</p> <p>(千円)</p> <table> <tr><td>(1) 5人槽</td><td>1,020 × 基数</td></tr> <tr><td>(2) 6～7人槽</td><td>1,134 × 基数</td></tr> <tr><td>(3) 8～10人槽</td><td>1,380 × 基数</td></tr> <tr><td>(4) 11～15人槽</td><td>2,139 × 基数</td></tr> <tr><td>(5) 16～20人槽</td><td>3,477 × 基数</td></tr> <tr><td>(6) 21～25人槽</td><td>4,356 × 基数</td></tr> <tr><td>(7) 26～30人槽</td><td>5,049 × 基数</td></tr> <tr><td>(8) 31～40人槽</td><td>5,856 × 基数</td></tr> <tr><td>(9) 41～50人槽</td><td>6,441 × 基数</td></tr> <tr><td>(10) 51～100人槽</td><td>6,729 × 基数</td></tr> </table> <p>環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3・5%を乗じた額</p> <p>(12) 調査費 清化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査 に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>(13) 計画費 新たな清化槽事業計画策定の調査 (清化槽整備台帳の作成 を含む) 初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協 議し承認を得た額</p>	(1) 5人槽	1,020 × 基数	(2) 6～7人槽	1,134 × 基数	(3) 8～10人槽	1,380 × 基数	(4) 11～15人槽	2,139 × 基数	(5) 16～20人槽	3,477 × 基数	(6) 21～25人槽	4,356 × 基数	(7) 26～30人槽	5,049 × 基数	(8) 31～40人槽	5,856 × 基数	(9) 41～50人槽	6,441 × 基数	(10) 51～100人槽	6,729 × 基数																				
(1) 5人槽	1,020 × 基数																																										
(2) 6～7人槽	1,134 × 基数																																										
(3) 8～10人槽	1,380 × 基数																																										
(4) 11～15人槽	2,139 × 基数																																										
(5) 16～20人槽	3,477 × 基数																																										
(6) 21～25人槽	4,356 × 基数																																										
(7) 26～30人槽	5,049 × 基数																																										
(8) 31～40人槽	5,856 × 基数																																										
(9) 41～50人槽	6,441 × 基数																																										
(10) 51～100人槽	6,729 × 基数																																										

新		旧	
窒素及び 除去能力を 有する高度 処理型の淨 化槽	豪雪地帯対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯には特 別豪雪地帯にあっては、 左欄にかからず本欄に よる。	市町村が簡易型 社会形成推進交 付金交付要綱に 基づいて、窒素 及び除外能力を 有する高度処 理型の淨化槽	市町村が簡易型 社会形成推進交 付金交付要綱に 基づいて、窒素 及び除外能力を 有する高度処 理型の淨化槽
(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～15人槽 (5) 16～20人槽 (6) 21～25人槽 (7) 26～30人槽 (8) 31～40人槽 (9) 41～50人槽	(千円) 1,137 × 基数 1,431 × 基数 1,932 × 基数 2,787 × 基数 4,287 × 基数 5,394 × 基数 6,270 × 基数 7,287 × 基数 8,397 × 基数	(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～15人槽 (5) 16～20人槽 (6) 21～25人槽 (7) 26～30人槽 (8) 31～40人槽 (9) 41～50人槽	(千円) 1,200 × 基数 1,527 × 基数 2,075 × 基数 2,982 × 基数 4,530 × 基数 5,667 × 基数 6,576 × 基数 7,620 × 基数 8,766 × 基数
窒素及び 除去能力を 有する高度 処理型の變 則淨化槽	豪雪地帯対策特別措置法 第2条の規定に基づき指 定された豪雪地帯には特 別豪雪地帯にあっては、 左欄にかからず本欄に よる。	市町村が簡易型 社会形成推進交 付金交付要綱に 基づいて、窒素 及び除外能力を 有する高度処 理型の變則淨化槽	市町村が簡易型 社会形成推進交 付金交付要綱に 基づいて、窒素 及び除外能力を 有する高度処 理型の變則淨化槽
(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数	(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数
(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲 内	(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲 内
(12) 調査費	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査 に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (平成20年度以前に着手した事業に限る。)	(12) 調査費	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査 に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額
(13) 計画策 定調査 費	新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成 を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5% を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで 行っている市町村については、事業計画策定に必要な額上 記。)	(13) 計画策 定調査 費	新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成 を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5% を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで 行っている市町村については、事業計画策定に必要な額上 記。)

基數については、環境大臣が必要と認めた基數とする。

新

BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽 (千円)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽であるため必要となる高さ又は幅員にかかる基準額による。
(1) 5人槽	1,083 × 基数	(1) 5人槽 1,143 × 基数
(2) 6～7人槽	1,377 × 基数	(2) 6～7人槽 1,467 × 基数
(3) 8～10人槽	1,848 × 基数	(3) 8～10人槽 1,983 × 基数
(4) 11～15人槽	2,649 × 基数	(4) 11～15人槽 2,832 × 基数
(5) 16～20人槽	4,074 × 基数	(5) 16～20人槽 4,305 × 基数
(6) 21～25人槽	5,127 × 基数	(6) 21～25人槽 5,388 × 基数
(7) 26～30人槽	5,958 × 基数	(7) 26～30人槽 6,249 × 基数
(8) 31～40人槽	6,924 × 基数	(8) 31～40人槽 7,242 × 基数
(9) 41～50人槽	7,977 × 基数	(9) 41～50人槽 8,325 × 基数
(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数	(10) 51～100人槽 × 基数
(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内
(12) 調査費	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額
(13) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額
	ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。)	基數については、環境大臣が必要と認めた基數とする。

※基準額の特例 1 净化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽(既に定めるものに限る。)の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする(現行の基準額を超える額は9万円までとする。)。
 2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。(差額分に係る助成割合:国11/30、市町村 19/30)

日

BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽 (千円)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽又は変則浄化槽を整備するため必要とする経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
(1) 5人槽	1,083 × 基数	(1) 5人槽 1,143 × 基数
(2) 6～7人槽	1,377 × 基数	(2) 6～7人槽 1,467 × 基数
(3) 8～10人槽	1,848 × 基数	(3) 8～10人槽 1,983 × 基数
(4) 11～15人槽	2,649 × 基数	(4) 11～15人槽 2,832 × 基数
(5) 16～20人槽	4,074 × 基数	(5) 16～20人槽 4,305 × 基数
(6) 21～25人槽	5,127 × 基数	(6) 21～25人槽 5,388 × 基数
(7) 26～30人槽	5,958 × 基数	(7) 26～30人槽 6,249 × 基数
(8) 31～40人槽	6,924 × 基数	(8) 31～40人槽 7,242 × 基数
(9) 41～50人槽	7,977 × 基数	(9) 41～50人槽 8,325 × 基数
(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数	(10) 51～100人槽 × 基数
(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内
(12) 調査費	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額
(13) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額

※基準額の特例 1 净化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽(使用後20年のものに限る。)の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする(現行の基準額を超える額は9万円までとする。)
 2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。(差額分に係る助成割合:国11/30、市町村 19/30)

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

- (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。
- (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。
- (3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。

2. 交付金の交付の申請について

- (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。
- (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めることに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。

3. 交付金の交付決定変更の申請について

- (1) 事業間、費目間の流用は基本的に自由であり、交付金の額を変更しない場合は、変更交付申請は不要とする。ただし、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。
- (2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について

- (1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものと

する。

ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 完了予定期日の変更を報告しようとする交付対象事業者は「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて環境大臣に提出すること。

(3) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

5. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 交付金交付申請書 | 様式第1 |
| (2) 交付金交付申請報告書 | 様式第2 |
| (3) 交付金交付決定変更申請書 | 様式第3 |
| (4) 交付金交付決定変更申請報告書 | 様式第4 |
| (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書 | 様式第5 |
| (6) 交付金交付決定取消申請書 | 様式第6 |
| (7) 交付金事業実績報告書 | 様式第7 |

6. 事業費の費目の内容及び算定方法について

(1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1及び2第I欄及び第II欄並びに別表3及び4第1欄及び第2欄に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び2第I欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額並びに別表3及び4第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

7. 交付金の交付決定の取消申請について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続に準じて提出すること。

8. 交付金事業事務の標準的処理期間

(1) 交付金交付申請の受理後、交付の決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

9. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

10. 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

11. その他

特別の事情により第1項(2)、第6項及び第10項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

12. 交付の対象となる事業の細目基準

(1) 交付金の交付の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

(2) 交付の対象となる事業の範囲

ア. 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一體的な施設を建設する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄の別に定める施設とは、次に掲げる施設であること。（以下同じ。）

(ア) エネルギー回収推進施設及び有機性廃棄物リサイクル推進施設

(イ) 最終処分場

ただし、(ア)については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。

イ. 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理・資源回収能力、また安全性を増強させるための事業であって、次に掲げる事業であること。

(ア) 当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業

(イ) 既存の廃棄物処理施設におけるエネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業

なお、(ア)については廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造する事業であること。

エ. 凈化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であること。

1) 浄化槽設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛淨第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による

事業であること。

- 2) 净化槽市町村整備推進事業は、平成6年10月20日付け衛生第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「净化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業であること。
- 3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第3項第4号に規定する事業としての、净化槽市町村設置整備事業は、平成6年10月20日付け衛生第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「净化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業として、净化槽施設を取得する事業であること。

（3）交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。なお、交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が10,000千円以上となる事業であること。（ただし、净化槽設置整備事業、施設整備に関する計画支援事業及び廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業は除く。）

ア、新設に係る事業

- 1) 新設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設（高効率ごみ発電施設、高効率原燃料回収施設を含む）、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。）、コミュニティ・プラント、净化槽設置整備事業、净化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。）、施設整備に関する計画支援事業である。
- 2) 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。
- 3) マテリアルリサイクル推進施設において、サテライトセンターを整備する場合は、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴う廃棄物処理施設の跡地を利用して整備する場合に限る。
- 4) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。
- 5) エネルギー回収推進施設において、高効率ごみ発電施設を整備する場合は、発電効率23%相当以上（規模により異なる）の施設であり、施設の長寿命化のための維持管理計画を策定すること。原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t/日以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない）及び「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合する事業に限る。
- 6) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、

メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上のメタンガス化施設に限り、メタン発酵残さとその他のごみの焼却を行う施設（発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。）と組み合わせた方式（メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。）を含む。

- 7) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料（RDF）化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。
- 8) ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 9) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 10) 有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置（移動式を含む）を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づく事業に限る。
- 11) 新設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) マテリアルリサイクル推進施設

- i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②破碎・破袋設備
 - ③圧縮設備
 - ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
 - ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
 - ⑥再生利用に必要な保管のための設備
 - ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
 - ⑧分別収集回収拠点の整備
 - ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
 - ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
 - ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
 - ⑫燃焼ガス冷却設備

- ⑬ 排ガス処理設備
- ⑭ 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮ 通風設備
- ⑯ スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰ 搬出設備
- ⑱ 排水処理設備
- ⑲ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ㉑ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ㉒ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 管理棟
- ② 構内道路
- ③ 構内排水設備
- ④ 搬入車両に係る洗車設備
- ⑤ 構内照明設備
- ⑥ 門、囲障
- ⑦ 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(イ) エネルギー回収推進施設、高効率ごみ発電施設、高効率原燃料回収施設

i. エネルギー回収推進施設等に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 前処理設備
- ③ 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤ 燃焼ガス冷却設備
- ⑥ 排ガス処理設備
- ⑦ 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧ 通風設備
- ⑨ 灰出し設備（灰固化設備を含む。）
- ⑩ 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪ 搬出設備
- ⑫ 排水処理設備

- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑭冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
 - ⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑯の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑮の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

- i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②前処理設備（汚泥濃縮装置（移動式を含む））
 - ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
 - ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
 - ⑤活性汚泥法処理設備
 - ⑥排ガス処理設備
 - ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑧残さ処理設備
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫希釈、冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
 - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑯の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(エ) 最終処分場

i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 管理・計量設備
- ② 摊壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③ 止水壁その他止水に必要な設備
- ④ 覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤ 浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥ 沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦ 飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧ 破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨ 消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(オ) コミュニティ・プラント

i. 水洗便所のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
- ② 散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
- ③ 消毒設備
- ④ 汚泥処理設備
- ⑤ 脱臭設備
- ⑥ 換気、除じん等に必要な設備
- ⑦ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑧ 幹線管渠（内径 150 m/m 以上のものに限る。）及びこれに付属する桟、取付管、マンホール等の設備
- ⑨ 管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 管理棟
- ② 構内道路
- ③ 構内排水設備
- ④ 搬入車両に係る洗車設備
- ⑤ 構内照明設備
- ⑥ 門、囲障
- ⑦ 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(カ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 管理・計量設備
- ② 拠壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③ 止水壁その他止水に必要な設備
- ④ 覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤ 浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥ 沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦ 飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧ 破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨ 消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、

i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(キ) 焼却施設

i. 焼却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 前処理設備
- ③ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備

- ④燃焼ガス冷却設備
 - ⑤排ガス処理設備
 - ⑥余熱利用設備
 - ⑦通風設備
 - ⑧灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（ク）施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業については、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

イ. 増設に係る事業

- 1) 増設に係る事業において交付の対象となる事業は、アの（ア）から（キ）に定める施設の増設事業、エネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業及び施設整備に関する計画支援事業であつて、アの6）、7）に定める安全性を増強させるための事業を含むことができるものとする。
- 2) エネルギー回収能力増強事業においては、建設後15年以内の施設に対するエネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。
- 3) 廃棄物処理施設耐震化事業においては、地震による施設の稼働不能等の被害を抑えるため、特に耐震化が必要な施設の耐震改修事業であること。ただし、昭和56年新基準導入前に建設され、現行の耐震設計基準を満たさない廃棄物処理施設に限る。
- 4) 最終処分場再生事業においては、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立

処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものであること。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するため既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認したうえでの総合的な計画である場合に限る。

5) 増設に係る 2) から 4) の事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) エネルギー回収能力増強事業

i. エネルギー回収能力増強事業において交付の対象となる事業は、エネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①前処理設備

②固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備

③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備

④燃焼ガス冷却設備

⑤排ガス処理設備

⑥余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

⑦通風設備

⑧残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）

⑨冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

②i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち⑨及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(イ) 廃棄物処理施設耐震化事業

i. 廃棄物処理施設耐震化事業において交付の対象となる事業は、既存のアの

(ア) から (エ) に定める施設のうち、特に耐震化が必要であると認められる施設の耐震改修を行う事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、地震被害による施設の稼働不能を防ぐために必要な設備・建築物に限るものであること。

(ウ) 最終処分場再生事業

i. 最終処分場再生事業において交付の対象となる事業は、最終処分場において既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業であること。なお、当該事業の実施にあたり対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業において交付の対象となる施設は、廃棄物循環型処理施設基幹的施設であって、その範囲は次のとおりであること。

・廃棄物循環型処理施設基幹的施設

設置後原則として7年以上経過した廃棄物処理施設の基幹的施設であって次に掲げるもの。ただし、沖縄県において整備するものに限る。

i. ごみ処理施設

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②燃焼設備・醸酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備

③燃焼ガス冷却設備

④排ガス処理設備

⑤余熱利用設備

- ⑥通風設備
 - ⑦灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
 - ⑧排水処理設備
 - ⑨不燃物処理・資源化設備
 - ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ii. i の補完施設

エ. 施設の長寿命化計画策定に係る事業

施設の長寿命化計画策定に係る事業において交付の対象となる事業は、廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業であって、その範囲は次のとおりであること。

・廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業については、環境省が定める廃棄物処理施設において、施設の性能を満足しつつ延命化を図ることを目的とした長寿命化計画の策定のために必要な調査等を行うもので、「長寿命化計画作成の手引き」に適合する事業に限る。

オ. 净化槽に係る事業

净化槽に係る事業において交付の対象となるものの範囲は次のとおりであること。
(平成6年10月20日付け衛淨第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」及び平成6年10月20日付け衛淨第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」に定める「浄化槽整備区域促進特別モデル事業」を含む。)

- (ア) 浄化槽
- (イ) 変則浄化槽
- (ウ) 硝素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (エ) 硝素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (オ) 硝素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (カ) 硝素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (キ) BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (ク) BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (ケ) 既設の浄化槽(改築に限る)一浄化槽設置整備事業のみ適用

改築に係る事業であって、改築に直接必要な次の設備の範囲とする。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②その他の汚水処理設備
- ③消毒設備
- ④脱臭設備

⑤換気、除じん等に必要な設備

附 則

1. 本要領は、平成21年4月1日に施行し、平成21年度予算にかかる交付金事業から適用する。
2. 12(3)ア.5)の高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成25年度までの時限措置とする。
3. 12(3)ア.6)の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成23年度までの時限措置とする。
4. 12(3)エの廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業は、平成25年度までの時限措置とする。ただし、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域及び過疎地域においては平成27年度までの時限措置とする。
5. 上記4の措置が終了する平成26年度（交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域及び過疎地域においては平成28年度）以降に実施する、12(3)イ及びウの廃棄物処理施設の改修・改良事業について交付の対象となる事業は、策定された長寿命化計画に基づき予防保全的な維持管理を行っていくものに限ることとする。

別表 1

I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
工 事 費	本 工 事 費	(直接工事費)	<p>材料費 別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>労 務 費 別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直 接 経 費 直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p>
		(間接工事費)	<p>共通仮設費 間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>営繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超え 200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超え 500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超え 800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超え 2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p>
	現場管理費		<p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(2) 純工事費が 1,000万円を超える場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超える場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超える場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超える場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000万円を超える場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超える場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が10,000万円を超える場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費	<p>} 施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。</p>
	廃焼却施設 解体費		廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
	用地費及び 補 償 費		用地取得（別に定める施設の用地費を除く。）及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額。
	調 査 費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
	工 事 雜 費		工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 1.0%
事 務 費	旅 費 及 び 庁 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5%</p> <p>(2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(3) 工事費が10,000万円を超える場合 2.5%</p> <p>30,000万円以下の場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が30,000万円を超える場合 2.0%</p> <p>50,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が50,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>100,000万円以下の場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%</p>

備 考

事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、營繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、ブロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベア、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう）。

ただし、現場加工されるものを除く。

(1) マテリアルリサイクル推進施設で電動ごみ収集車等を整備する場合

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
車両費 (充・受電機器 設備費を含む)	購入費	一	2t車を原則とする。 20,000千円×台数

(2) マテリアルリサイクル推進施設のその他の事業

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
その他の施設 及び設備	環境大臣と協 議し承認を得 たもの	一	良好な生活環境の形成及びリサ イクルを重視した街づくりを総 合的に推進するための事業で環 境大臣に協議し承認を得た額。

II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは

- (1) 直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。
- (2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直 接 経 費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特 許 使 用 料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機 械 器 具 損 料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運 搬 費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準 備 費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるもの除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮 設 費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役 務 費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

(オ) 技 術 管 理 費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技

術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。

(カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。

(キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。

(ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。

ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。(特殊製品については付表参照)

(4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。

(5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。

ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。

(6) 「廃焼却施設解体費」とは、廃止された廃棄物焼却施設の解体に要する費用をいう。

(7) 「用地費及び補償費」とは、工事の施工に必要な最小限度の土地等の買収(市街地再開発法第91条に規定する補償金等)及び借料並びに工事施工によって生じた家屋、立木、その他の財産権の侵害による損失並びに物権の移転に伴う損失に対する補償に要する費用(補償金に換え直接施工する補償工事に要する経費及び代替用地に対する差額補償費を含む。)をいう。

(8) 「工事雑費」とは、交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雜役務費、連絡旅費、及び工程に關係ある職員の給与(退職手当金を除く。)並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

2. 「事務費」とは、交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金(労働保険料を含む)、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費)、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人物費並びに物件費〕をいう。

III 交付対象事業費の算定要領

1. 工事費について

(1) 本工事費及び付帯工事費の区分

ア. 本工事は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費

(イ) (ア) 設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費

イ. 付帯工事費は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備（管理棟を除く。）の設置に係る工事費

(イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）

(ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金

(エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事

(2) 直接工事費

ア. 材料費は、次のものについて算定すること。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができる。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとすること。

イ. 労務費は、次のものについて算定すること。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとすること。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとすること。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができる。

(3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む。）の上使用することを予定しているものであること。

特殊製品は、交付要綱別表2の付表に掲げるもののほか次のものが該当すること。

i. コンクリート製品

- ①ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空胴、縁石、U型、L型、枠、境界、歩道）
- ②杭（境界、PC、RC）
- ③板（PC、RC）
- ④柱（PC、RC）
- ⑤矢板（PC、RC）
- ⑥管（ヒューム、PC、RC、無筋コンクリート）
- ⑦集水枠、街蓋、方格材、RC杭、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

ii. 鉄鋼及び金属製品

- ①桁（I形鋼、H形鋼、溝形鋼、山形鋼）
- ②杭（H形鋼、钢管、簡易鋼）
- ③鋼柱（照明、標識）
- ④矢板（鋼、簡易鋼、钢管）
- ⑤管（鋼、鋳鉄、コルゲート）
- ⑥支保工用H形鋼
- ⑦簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板
- ⑧ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路錘、舗装用鉄鋼、鋼格子床板

iii. ゴム・合成樹脂製品

- ①合成樹脂管
- ②ドレンホース
- ③吸出防止材

iv. 電気製品

電気材料及び機器

v. その他

- ①石綿管
- ②陶管
- ③視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、消雪パイプ
- ④継手

vi. 半製品

- ①生コンクリート
- ②生アスファルト合材
- ③凍結防止材

(4) 管理棟に係る工事費

管理棟に係る工事費は、次に掲げるものについて算定すること。

- ①管理事務室、②管理体制御室、③作業員控室、④試験室、⑤宿直、⑥仮眠室、⑦浴室、⑧更衣室、⑨湯沸室、⑩食堂、⑪洗面所、⑫換気設備、⑬冷暖房設備、⑭通信設備、⑮昇降機、⑯その他施工の管理に必要な設備

(5) 構内道路に係る工事費

構内道路に係る工事費は、廃棄物の搬入車輌の搬入・退出・焼却残さ等の搬出及び施設の維持管理に必要な車輌等の通行に必要な構内道路及び必要最小限度の駐車場の整備に要する経費であること。

(6) 構内排水設備に係る工事費

構内排水に必要な設備に係る工事費は、雨水の排除、場内清掃等に伴って生ずる汚水の排除等に必要な設備に要する経費であること。

なお、建築物又は構内道路と一体となっているものについては、それぞれの工事費において算定されるものであること。

(7) 洗車設備に係る工事費

洗車設備に係る工事費は、搬入車輌の単位時間当たりの台数に見合う必要最小限度の設備に要する経費であること。

なお、洗車汚水の処理に係る設備については、排水処理設備に係る工事費において算定されるものであること。

(8) 構内照明設備に係る工事費

構内照明設備に係る工事費は、施設の管理に必要な照明設備（建築物と一体となっているものは除く。）の整備に要する経費であること。

(9) 門、囲障に係る工事費

門、囲障に係る工事費は、施設の管理に必要なものであって施設外周の門、囲障の整備に必要な最小限度の工事に要する経費であること。

(10) 搬入道路等に係る工事費

搬入道路等に係る工事費は、主として廃棄物の搬入、車輌の搬入・退出・焼却残さ等の搬出等に必要な道路等の整備に要する経費であること。

(11) 廃焼却炉の解体に係る工事費

廃焼却炉の解体に係る工事費は、廃焼却炉の解体跡地の全部または一部を活用して新たな廃棄物処理施設（交付対象となる全ての廃棄物処理施設）を整備する場合の当該廃焼却炉の解体に要する経費であること。

また、当該廃焼却炉ダイオキシン濃度が3 ng/g以上の濃度の場合にあっては、解体後5年以内（解体の翌年度から起算）に上記施設の整備に着手すれば対象となること。

なお、解体撤去に係る費用が新たな施設の整備に要する費用を上回る場合においても交付の対象とすること。ただし、解体後、施設整備計画に定めた期間内に新たな廃棄物処理施設の整備に着手しない場合は、交付金の返還をすること。

2. 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

別 表 2 (対象経費の算定基準)

I 区 分	II 費 目	III 細 目	IV 交付対象事業費
工事費	本工事費	材料費	国土交通省土木工事積算基準等、国若しくは市町村で定めた主要資材単価の範囲内で、人槽ごとにそれぞれ算出した金額の範囲内で事業実施可能な単価を標準とした額。
		労務費	「公共工事設計労務単価」の範囲内で事業実施時期、地域の実態等を考慮した額。
		労務者保険料	補助事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であつて、関係各法令に定められた額の合計額。
		その他諸費	本体費用、労務費及び労務者保険料以外の経費で、本工事に要する諸掛かりの費用（特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費）
	付帯工事費	設置に要する工事費	浄化槽設置整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲の額。
事務費	旅 費 及 び 庁 費		工事施工のために直接必要な事務に要する費用
調査費	事業調査費		浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の地域設定を行うために必要な調査に要する費用
計画策定調査費	事業計画策定調査費		事業計画策定に必要な調査に要する費用

別表3

1区分	2基準額	3対象経費
浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
変則浄化槽	(1) 5人槽 332×基数 (2) 6~7人槽 414×基数 (3) 8~10人槽 548×基数 (4) 11~20人槽 939×基数 (5) 21~30人槽 1,472×基数 (6) 31~50人槽 2,037×基数 (7) 51人槽~ 2,326×基数 (8) 計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費 (千円)
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽 444×基数 (2) 6~7人槽 486×基数 (3) 8~10人槽 576×基数 (4) 11~20人槽 1,092×基数 (5) 21~30人槽 1,860×基数 (6) 31~50人槽 2,496×基数 (7) 51人槽~ 2,850×基数 (8) 計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費 (千円)
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽 528×基数 (2) 6~7人槽 693×基数 (3) 8~10人槽 963×基数 (4) 11~20人槽 1,674×基数 (5) 21~30人槽 2,811×基数 (6) 31~50人槽 3,774×基数 (7) 51人槽~ 4,201×基数 (8) 計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費 (千円)

		<p>事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額（事業の初年度に限る。）</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>																									
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽		<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <p>(千円)</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 5人槽</td> <td>489×基数</td> <td>516×基数</td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽</td> <td>654×基数</td> <td>696×基数</td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽</td> <td>903×基数</td> <td>963×基数</td> </tr> <tr> <td>(4) 11～20人槽</td> <td>1,551×基数</td> <td>1,650×基数</td> </tr> <tr> <td>(5) 21～30人槽</td> <td>2,607×基数</td> <td>2,736×基数</td> </tr> <tr> <td>(6) 31～50人槽</td> <td>3,501×基数</td> <td>3,660×基数</td> </tr> <tr> <td>(7) 51人槽～</td> <td>3,906×基数</td> <td>4,080×基数</td> </tr> <tr> <td>(8) 計画策定調査費</td> <td>新たな浄化槽事業計画策定の調査（浄化槽整備台帳の作成を含む。）に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額（事業の初年度に限る。）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(1) 5人槽	489×基数	516×基数	(2) 6～7人槽	654×基数	696×基数	(3) 8～10人槽	903×基数	963×基数	(4) 11～20人槽	1,551×基数	1,650×基数	(5) 21～30人槽	2,607×基数	2,736×基数	(6) 31～50人槽	3,501×基数	3,660×基数	(7) 51人槽～	3,906×基数	4,080×基数	(8) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査（浄化槽整備台帳の作成を含む。）に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額（事業の初年度に限る。）		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費
(1) 5人槽	489×基数	516×基数																									
(2) 6～7人槽	654×基数	696×基数																									
(3) 8～10人槽	903×基数	963×基数																									
(4) 11～20人槽	1,551×基数	1,650×基数																									
(5) 21～30人槽	2,607×基数	2,736×基数																									
(6) 31～50人槽	3,501×基数	3,660×基数																									
(7) 51人槽～	3,906×基数	4,080×基数																									
(8) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査（浄化槽整備台帳の作成を含む。）に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額（事業の初年度に限る。）																										
BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽		<p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>																									
既設の浄化槽の改築	<p>(1) 改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>(2) 計画策定調査費</p>	<p>新たな浄化槽事業計画策定の調査（浄化槽整備台帳の作成を含む。）に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額（事業の初年度に限る。）</p>	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するため必要な経費																								

※基準額の特例　浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽（別に定めるものに限る。）の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

別表 4

1 区分	2 基 準 額	3 対象経費
浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
変則浄化槽	<p>(1) 5人槽 837×基数 (2) 6～7人槽 1,043×基数 (3) 8～10人槽 1,375×基数 (4) 11～15人槽 2,039×基数 (5) 16～20人槽 2,786×基数 (6) 21～25人槽 3,332×基数 (7) 26～30人槽 4,066×基数 (8) 31～40人槽 4,521×基数 (9) 41～50人槽 5,737×基数</p> <p>(10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>(12) 調査費 済化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額（平成20年度以前に着手した事業に限る。）</p> <p>(13) 計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査（浄化槽整備台帳の作成を含む。）に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額（事業の初年度に限る。）</p>	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の理浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p>(1) 5人槽 1,020×基数 (2) 6～7人槽 1,134×基数 (3) 8～10人槽 1,380×基数 (4) 11～15人槽 2,139×基数 (5) 16～20人槽 3,288×基数 (6) 21～25人槽 4,140×基数 (7) 26～30人槽 4,812×基数 (8) 31～40人槽 5,592×基数 (9) 41～50人槽 6,441×基数</p> <p>(10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>(12) 調査費 済化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額（平成20年度以前に着手した事業に限る。）</p> <p>(13) 計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査（浄化槽整備</p>	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費

	<p>定調査 費 台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。)</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>																												
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	<p>(千円)</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 5人槽</td><td>1,137×基数</td><td>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。(千円)</td></tr> <tr><td>(2) 6～7人槽</td><td>1,431×基数</td><td>1,200×基数</td></tr> <tr><td>(3) 8～10人槽</td><td>1,932×基数</td><td>1,527×基数</td></tr> <tr><td>(4) 11～15人槽</td><td>2,787×基数</td><td>2,075×基数</td></tr> <tr><td>(5) 16～20人槽</td><td>4,287×基数</td><td>2,982×基数</td></tr> <tr><td>(6) 21～25人槽</td><td>5,394×基数</td><td>4,530×基数</td></tr> <tr><td>(7) 26～30人槽</td><td>6,270×基数</td><td>5,667×基数</td></tr> <tr><td>(8) 31～40人槽</td><td>7,287×基数</td><td>6,576×基数</td></tr> <tr><td>(9) 41～50人槽</td><td>8,397×基数</td><td>7,620×基数</td></tr> </table> <p>(10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>(12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額(平成20年度以前に着手した事業に限る。)</p> <p>(13) 計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査(浄化槽整備台帳の作成を含む。)に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額(事業の初年度に限る。)</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	(1) 5人槽	1,137×基数	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。(千円)	(2) 6～7人槽	1,431×基数	1,200×基数	(3) 8～10人槽	1,932×基数	1,527×基数	(4) 11～15人槽	2,787×基数	2,075×基数	(5) 16～20人槽	4,287×基数	2,982×基数	(6) 21～25人槽	5,394×基数	4,530×基数	(7) 26～30人槽	6,270×基数	5,667×基数	(8) 31～40人槽	7,287×基数	6,576×基数	(9) 41～50人槽	8,397×基数	7,620×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の理浄化槽又は変則浄化槽を整備するため必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
(1) 5人槽	1,137×基数	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。(千円)																											
(2) 6～7人槽	1,431×基数	1,200×基数																											
(3) 8～10人槽	1,932×基数	1,527×基数																											
(4) 11～15人槽	2,787×基数	2,075×基数																											
(5) 16～20人槽	4,287×基数	2,982×基数																											
(6) 21～25人槽	5,394×基数	4,530×基数																											
(7) 26～30人槽	6,270×基数	5,667×基数																											
(8) 31～40人槽	7,287×基数	6,576×基数																											
(9) 41～50人槽	8,397×基数	7,620×基数																											
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	<p>(千円)</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 5人槽</td><td>1,083×基数</td><td>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。(千円)</td></tr> <tr><td>(2) 6～7人槽</td><td>1,377×基数</td><td>1,143×基数</td></tr> <tr><td>(3) 8～10人槽</td><td>1,848×基数</td><td>1,467×基数</td></tr> <tr><td>(4) 11～15人槽</td><td>2,649×基数</td><td>1,983×基数</td></tr> <tr><td>(5) 16～20人槽</td><td>4,074×基数</td><td>2,832×基数</td></tr> <tr><td>(6) 21～25人槽</td><td>5,127×基数</td><td>4,305×基数</td></tr> <tr><td>(7) 26～30人槽</td><td>5,958×基数</td><td>5,388×基数</td></tr> <tr><td>(8) 31～40人槽</td><td>6,924×基数</td><td>6,249×基数</td></tr> <tr><td>(9) 41～50人槽</td><td>7,977×基数</td><td>7,242×基数</td></tr> </table> <p>(10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>(12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承</p>	(1) 5人槽	1,083×基数	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。(千円)	(2) 6～7人槽	1,377×基数	1,143×基数	(3) 8～10人槽	1,848×基数	1,467×基数	(4) 11～15人槽	2,649×基数	1,983×基数	(5) 16～20人槽	4,074×基数	2,832×基数	(6) 21～25人槽	5,127×基数	4,305×基数	(7) 26～30人槽	5,958×基数	5,388×基数	(8) 31～40人槽	6,924×基数	6,249×基数	(9) 41～50人槽	7,977×基数	7,242×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
(1) 5人槽	1,083×基数	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。(千円)																											
(2) 6～7人槽	1,377×基数	1,143×基数																											
(3) 8～10人槽	1,848×基数	1,467×基数																											
(4) 11～15人槽	2,649×基数	1,983×基数																											
(5) 16～20人槽	4,074×基数	2,832×基数																											
(6) 21～25人槽	5,127×基数	4,305×基数																											
(7) 26～30人槽	5,958×基数	5,388×基数																											
(8) 31～40人槽	6,924×基数	6,249×基数																											
(9) 41～50人槽	7,977×基数	7,242×基数																											

(13) 計画策定調査費	<p>認を得た額（平成20年度以前に着手した事業に限る。） 新たな浄化槽事業計画策定の調査（浄化槽整備台帳の作成を含む。）に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 ただし、汚水処理施設整備を浄化槽設置整備事業のみで行っている市町村については、事業計画策定に必要な額として環境大臣に協議し、承認を得た額（事業の初年度に限る。）</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>
--------------	--

- ※基準額の特例
- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽（別に定めるものに限る。）の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。
 - 2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。（差額分に係る助成割合：国 11/30、市町村19/30）

平成21年度 循環型社会形成推進交付金

取扱要領 改正の概要

環境省廃棄物対策課
浄化槽推進室

【交付要領】

1. 平成21年度より交付対象として追加した施設に関する文言追加
 - 「12. 交付の対象となる事業の細目基準」(3) 但し書きにおける廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業 文言追加(新旧5頁)
 - 「12. 交付の対象となる事業の細目基準」(3) アにおいて、3)マテリアルリサイクル推進施設におけるサテライトセンター、5)エネルギー回収推進施設における高効率ごみ発電施設、10)有機性廃棄物リサイクル推進施設における汚泥濃縮装置の文言追加(新旧5~6頁)
2. 廃棄物処理施設耐震化事業において、平成20年度第2次補正予算による実施事業に適用される要件の削除
(「12. 交付の対象となる事業の細目基準」(3) イ (新旧11頁))
3. 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業の追加による文言追加
(「12. 交付の対象となる事業の細目基準」(3) エ (新旧13頁))
4. 平成20年度第2次補正予算による実施事業「地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業」を廃止し、新たに「浄化槽整備区域促進特別モデル事業」を追加
(「12. 交付の対象となる事業の細目基準」(3) オ (新旧14頁))
5. 附則の2、4、5において、各事業の取り扱いについて明記する

